

介護サービス事業所等物価高騰対策事業の実施について

1 目的

物価高騰の影響を受けている市内の介護サービス事業所等の経済的負担を軽減するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護事業所及び介護予防特定施設入居者生活介護事業所）の負担の軽減を図り、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援するため、介護サービス事業所等物価高騰対策事業支援金（以下「支援金」といいます。）を予算の範囲内において交付します。

2 支援金額

定員数に 11,000 円を乗じて得た額

3 支援対象要件

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員が経営に関与している者ではないこと。
- (3) 申請日時点で廃止又は休止をしておらず、申請日から令和8年3月31日までの間に廃止又は休止の予定がないこと。

4 申請書類

- (1) 令和7年度大村市介護サービス事業所等物価高騰対策事業支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 利用者1名分の契約書の写し又は重要事項説明書の写し（※定員数が記載された書類）
- (3) 事業所（施設）を利用している全員分の氏名が確認できる名簿
- (4) 支援金の振込先が分かる金融機関等の口座の通帳等の写し（上記申請書に記載の口座以外の口座に振込を希望する場合又は口座の記載がない場合のみ）

5 申請方法

申請期限までに下記提出先に持参又は郵送により申請書類をご提出ください（郵送の場合は、申請期限までに必着でご提出ください。）。

6 申請期限

令和8年2月27日（金）まで

7 提出先

大村市長寿介護課

〒856-0832 大村市本町458番地2 プラットおおむら2階

8 交付決定等

支援金の交付申請及び請求があったときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、申請者が指定する金融機関の口座に支援金を振り込みます。

なお、交付決定及び額の確定通知の手続は省略します。

9 その他

記載済の申請者に関する情報に誤りがある場合及び振込先口座等の記入誤りの際には、
下記担当者にご連絡の上、大村市ホームページ（ホーム > 健康・福祉・子育て > 年金・
保険 > 介護保険 > 介護サービス事業所等物価高騰対策事業について）から令和7年度
大村市介護サービス事業所等物価高騰対策事業支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
をダウンロードしていただき、正確な内容を入力の上、ご提出ください。

10 お問合せ先

大村市長寿介護課（TEL 0957-20-7301） 担当 池田 中田

大村市介護サービス事業所等物価高騰対策事業支援金 Q&A

Q1 大村市に法人があるが、市外にある事業所（施設）も交付対象事業所（施設）となるか。

A1 市外にある事業所（施設）は対象となりません。ただし、法人が市外にある場合でも、市内にある事業所（施設）については、対象となります。

Q2 交付決定及び額の確定通知の手続を省略するものとしているが、交付決定されたことはどのように把握すればよいか。

A2 振込先口座の記帳等により把握をお願いします。

なお、申請に不備及び疑義がある場合は問合せを行います。不備等のない申請につきましては、申請された翌月末までに振込を完了する予定としています。

Q3 支援金の振込先が分かる金融機関等の口座の通帳等の写しとは、どの部分の写しを提出すれば良いのか。

A3 一般的な通帳であれば、開いて1枚目に口座番号等が記載されています。令和7年度大村市介護サービス事業所等物価高騰対策事業支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）の振込先口座の情報と突合します。

なお、銀行印の情報については求めませんので、可能な限り隠された状態で写しをとっていただくようお願いします。

Q4 申請日時点では予定していなかったが、突発的な理由で休止及び廃止をすることとなった場合、どのように対応すればよいか。

A4 長寿介護課担当者にご連絡ください。